



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2025年2月1日)

2025年度標語 気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり

2月度標語 あなたを守る大事な保護具いつもキレイに正しく着用

令和6年度 化学物質管理強調月間

実施期間 令和7年2月1日～2月28日



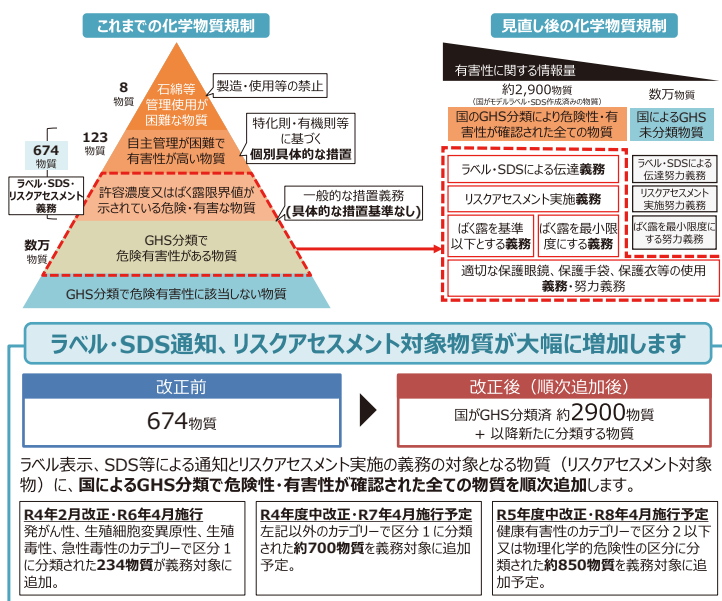
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。また、化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています（下図参照）。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を目的として、化学物質による労働災害を防止するための新たな化学物質規制（事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内でばく露防止のために講ずるべき措置を適切に実施する）が2024年4月から導入されています。

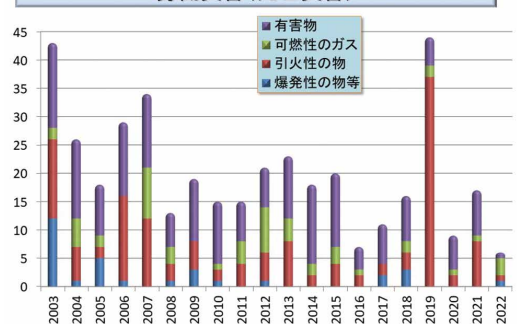
こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となることを踏まえ、対策を講ずべき事業場の範囲が従来の製造業中心から **第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます**。また、業種・規模に関わらずリスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任して管理をさせる必要があります。**化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取り組みが求められます**。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は経済産業省や環境省等の関係行政機関等のから幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を展開することで、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとし

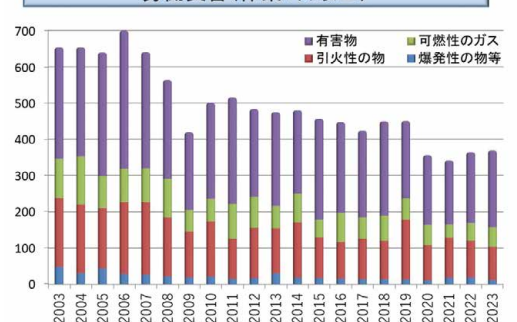
ています。**加盟組合においても安全衛生委員会等を通じて、労使による自立管理（①化学物質の把握 ②化学物質管理体制の整備 ③危険有害性情報の周知徹底）をおこなっていきましょう。**



化学物質（危険物、有害物等）に起因する労働災害（死亡災害）



化学物質（危険物、有害物等）に起因する労働災害（休業4日以上）



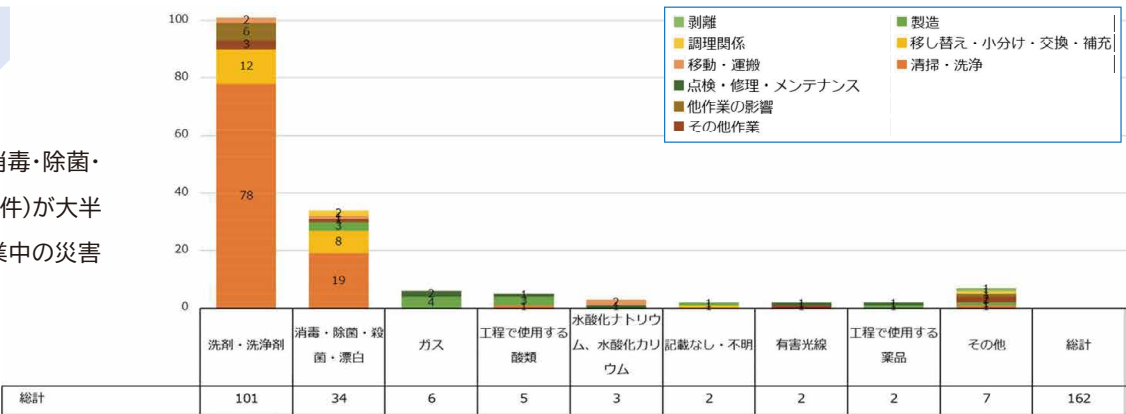
化学物質による労働災害の特徴

既存の化学物質は約7万種類で毎年1,000種類以上の物質が新規に届出されており、職場で用いられる化学物質の種類が多様化する中で、化学物質による労働災害は右図に示すように、休業4日以上（がん等の遅発性疾患を除く）の災害が毎年400件程度、死亡災害が数十件程度発生しており、そのうち有害物との接触によるものが半数程度を占めている。

労働災害の発生が多い業種における製品等別・作業別発生状況と災害事例

食料品製造業

洗剤や洗浄剤による災害と消毒・除菌・殺菌・漂白による災害(計135件)が大半で、作業別では清掃・洗浄作業中の災害が99件と大多数を占める。

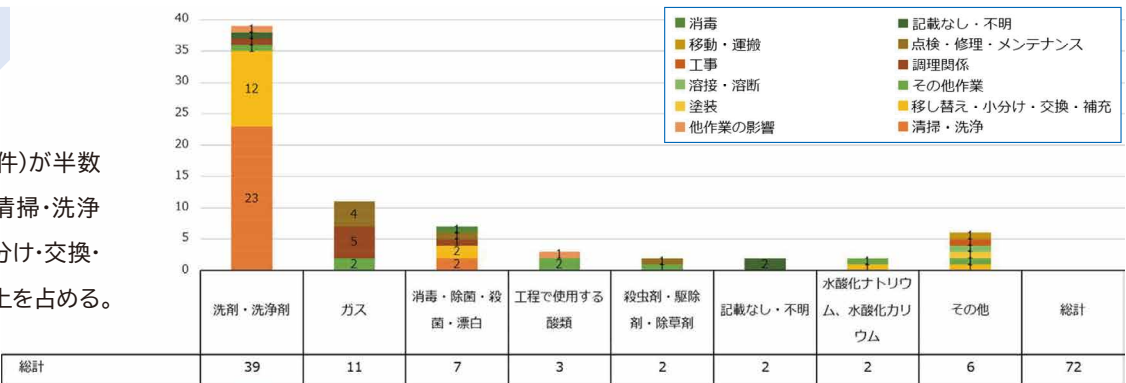


(洗剤・洗浄剤)

作業	傷病部位	傷病名	作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況			災害発生状況		
清掃・洗浄	腕	火傷	清掃・洗浄	足	薬傷
フライヤーの油洗浄をするため、薬品をスポンジに浸してこすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕カバーをつけていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷した。			脚立に上り天井や壁の油落とし作業をしている時に、油落とし洗剤が脚立にこぼれていたのに気が付かず、脚立に接している右足の制服の上から洗剤が染み込み、皮膚に直接触れてしまい、肌がただれおちる状態になった。		

小 売 業

洗剤・洗浄剤による災害(39件)が半数以上を占める。作業別では、清掃・洗浄作業中(25件)と移し替え・小分け・交換・補充作業中(16件)で半数以上を占める。

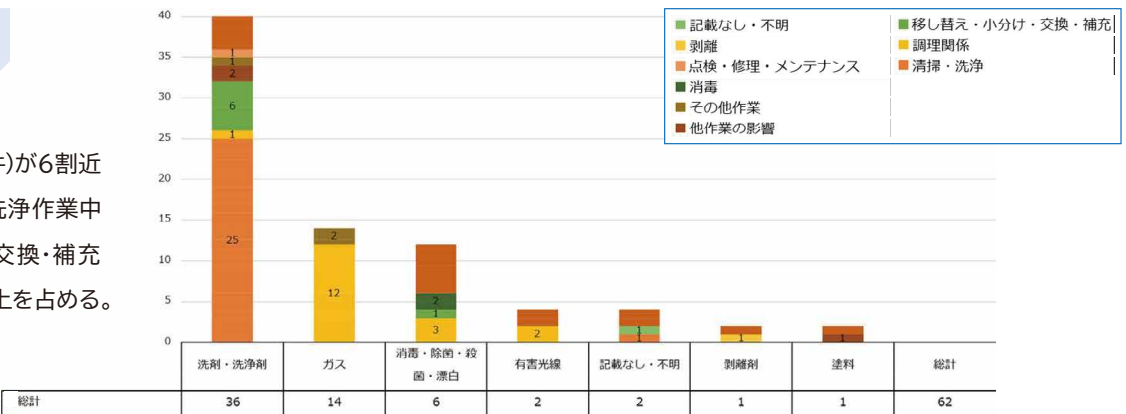


(洗剤・洗浄剤)

作業	傷病部位	傷病名	作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況			災害発生状況		
清掃・洗浄	眼	角膜に傷	移し替え・小分け・交換・補充	腕、足	火傷
指定のゴーグルを着用して厨房の床の清掃作業を行った。清掃終了後、ゴーグルを外した状態で洗剤を定位置に戻そうとした際にフォームガンが外れ、飛散した洗剤が右目に入り受傷した。			床洗浄のための薬剤の補充を一人で行おうと、薬剤容器のコックを捻った際に、コックの根元(蓋)が外れ、薬剤が外に流れ出した。薬剤の流出を止めようとした際に、両腕と両足に飛散し、火傷を負った。		

飲 食 業

洗剤・洗浄剤による災害(36件)が6割近くを占め、作業別では、清掃・洗浄作業中(26件)と移し替え・小分け・交換・補充作業中(18件)だけで7割以上を占める。



(洗剤・洗浄剤)

作業	傷病部位	傷病名	作業	傷病部位	傷病名
災害発生状況			災害発生状況		
清掃・洗浄	眼	角膜剥離	清掃・洗浄	ひざ	化学熱傷、二次感染潰瘍
厨房のダクト清掃作業において、ダクト天井に業務用洗剤を噴霧していたところ、天井から洗剤の滴が直接左目に入った。			キッチン内皿洗い場にて洗浄剤を用いた床の清掃作業において、ひざをついて作業をしたため、長ズボンを2枚重ねではいていたが浸透して皮膚まで洗浄剤がしみてしまい負傷した。		

化学物質の自律的管理に関するチェックリスト

労使で確認を行い、未整備の項目は早急に対応しましょう！

分野	項目	質問	チェック
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？	
	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？	
		濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？	
		措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)	
	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	
		皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	
	衛生委員会の付議事項	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？(明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)	
		衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	
	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？	
		医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？	
実施体制の確率	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？(最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで)	
	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？	
	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)	
	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？	
	保護具着用管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合)保護具着用管理責任者を選任していますか？	
	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	
	SDS通知事項の追加等	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	
		「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？
		SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	
		SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。	
その他	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	
	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？	
	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？	
	特殊健康診断	措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？	

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2025年1月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	7件	2名	5名	0件	0名
はさまれ／巻き込まれ	6件	1名	5名		
転落	0件	0名	0名		

(注) 1 2024年9月19日から2025年1月25日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2025年1月7日 現在

業種	2024年(1月～12月)		2023年(1月～12月)		対2023年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	674	100.0	677	100.0	-3	-0.4
製造業	129	19.1	129	19.1	0	0.0
鉱業	0	0.0	5	0.7	-5	-100.0
建設業	218	32.3	199	29.4	19	9.5
交通運輸事業陸上	6	0.9	8	1.2	-2	-25.0
貨物運送事業	97	14.4	96	14.2	1	1.0
港湾運送業	3	0.4	4	0.6	-1	-25.0
林業	28	4.2	27	4.0	1	3.7
農業、畜産・水産業	23	3.4	23	3.4	0	0.0
第三次産業	170	25.2	186	27.5	-16	-8.6

(第三次産業内訳)

第三次産業	170	100.0	186	100.0	-16	-8.6
商業	48	28.2	65	34.9	-17	-26.2
うち小売業	28	-	37	-	-9	-24.3
金融・広告	1	0.6	2	1.1	-1	-50.0
通信	0	0.0	1	0.5	-1	-100.0
保健衛生業	8	4.7	10	5.4	-2	-20.0
うち社会福祉施設	5	-	9	-	-4	-44.4
接客・娯楽	12	7.1	16	8.6	-4	-25.0
うち飲食店	0	-	5	-	-5	-100.0
清掃・と畜	44	25.9	32	17.2	12	37.5
警備業	23	13.5	29	15.6	-6	-20.7
その他	34	20.0	31	16.7	3	9.7

(注) 1 2024年1月1日から2024年12月31日までに発生した労働災害について、2025年1月7日までに報告があったもの集計したもの。
2 死傷者数は死亡災害または休業4日以上の死傷災害に被災した人の合計数。
3 労働者死傷病報告より作成したもの。
4 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
5 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である

2月の安全衛生行事

2月 1日～28日	化学物質管理強調月間
-----------	------------